

2. 3. 4 その他の施策

まちづくり(都市計画課)

まちづくりニュースの発行

市民にまちづくりの情報を提供し、協働のまちづくりの考え方が浸透するように、まちづくりニュースを発行し、市報への折込みや窓口配布等を行いました。

発行日	部数	内容
22. 2. 15 (第 24 号)	33, 000	・東大和市街づくり条例(案) (概要、スケジュール、意見募集)

コミュニティバスの運行

交通空白不便地域の解消を図るとともに環境にやさしい公共交通機関として、低公害車である「天然ガス車」を使用して運行しています。また、東大和市コミュニティバス「ちょこバス」の利用者数は、延べ約 15 万 9 千人（前年度：19 万 4 千人）となりました。

運行形態（平成 21 年度）、始発・終点：上北台駅（元旦を除く毎日）

運行ルート（～平成 21 年 8 月 31 日）：上北台駅～東大和市役所～ハミングホール～武蔵大和駅入口～湖畔～奈良橋市民センター～上北台駅（循環 1 周 10. 40 k m）

運行ルート改正：(平成 21 年 9 月 1 日～)

朝晩ルート	上北台駅～蔵敷公民館～武蔵大和駅入口～ハミングホール～南街三丁目～東大和八小北～上北台駅・循環 1 周 10. 40 k m
昼間ルート	上北台駅～芋窪郵便局～武蔵大和駅入口～東京街道団地北～ハミングホール～市役所～市民体育館～上北台駅・循環 1 周 15. 4 k m
運行間隔	外回り、内回り各 1 時間に 1 本（～平成 21 年 8 月 31 日） 朝晩ルート、外回り、内回り各 1 時間に 1 本（平成 21 年 9 月 1 日～） 昼間ルート、外回り、内回り各 1 時間半に 1 本（平成 21 年 9 月 1 日～）
料金	100 円均一（未就学児無料）、回数券 11 枚つづり 1, 000 円

商店街の活性化(産業振興課)

商店街等イベント事業への助成

市では、市の区域内の商店街の振興を図るため、商店街等が実施するイベント事業や活性化事業に対して助成を行いました。

市内の各地域にある 7 商店街及びスタンプ商業協同組合が実施した中元・歳末セール等の広告・宣伝費等に対する助成と市内 3 商店街が実施した祭り・イベントに対する助成を東京都の補助金を活用して行いました。また、商店街が「空き店舗」を活用して運営する休憩スペースと装飾灯の改修工事に対して、都の補助金を活用して助成を行いました。

商店街は各地域の市民が利用する身近な商店であり、自動車の利用による排出ガスの抑制と徒歩や自転車で「エコな買い物」ができる省エネルギー対策です。

2. 4 学習や体験を通じて、環境を大切にすることを育てるまちの施策

2. 4. 1 小・中学生に対する環境教育の推進

学校を中心に市の関係部署との連携はもとより、地域、環境団体、事業者等との連携を図りながら、自主性と体験学習を重んじた環境教育を推進しています。

狭山緑地での体験授業や市の職員が学校に出向いて講師となるなど、学校教育の中で自然の大切さなどを学んでいます。また、中学生の勤労体験学習の場として市役所や商店などの仕事を実践し貴重な経験をしています。

市では、親と子の体験教室として、毎年度、親子で楽しく体験しながら環境について学べる「親子環境体験教室」を実施しています。

親子環境体験教室（環境課）

環境啓発活動の一環として、小学生以上の子どもとその保護者を対象とした環境教室を開催しています。

この環境教室は、「武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市」の合同事業として、近隣4市と連携を図りながら、子どもたちの環境意識の向上を図っています。

年度	開催日	開催場所	参加数(東大和市分)
18	7月27日	東京都葛西臨海水族館	22名(6組)
19	7月24日	東京ガス「環境エネルギー館」	18名(5組)
20	7月30日	山梨県「東京電力・葛野川PR館」等	18名(6組)
21	7月30日	日野自動車(株)日野工場、都立多摩動物園	21名(8組)



日野工場の説明会



多摩動物園

学 校 農 園 (指導室)

第十小学校では、最寄りの農地を借上げて学校農園を運営しています。農園活動をとおして、子どもたちは農産物の栽培や自然環境について楽しく学んでいます。

食物への安全・安心が叫ばれる中、子どもたちが自ら体験する学校農園は貴重な体験であり、農産物の栽培過程を知ることで農作業の大変さと食物の大切さを学んでいます。

市内小学生高学年の自然観察会経験率の向上 (郷土博物館)

環境教育の一環として、学校教育と連携し、講師派遣及び出張授業を95回(前年度82回)実施し、市内小学生高学年の5・6年生を対象にした環境教育は23回(前年度20)実施しました。

この自然観察会では、自然に親しむ段階から自然を知る段階に発展させ、自然のしくみや自然と人間との関係について調べたり、キノコやタネを採集したり伐採した竹で工作する作業も加えて実施し経験率の向上を図りました。

環 境 学 習 活 動 (指導室)

自然観察や体験等は小さいころからの積み重ねが大切であり、市内の小・中学校では、総合的な学習の時間や社会科・理科・技術・家庭科等の教科で環境教育に取り組んでおり、子どもたちの環境問題への関心、理解を深めています。

環境教育優良校表彰

市立第三小学校では、CO₂アクション月間の取り組みとして、学校全体でCO₂削減に意欲的に取り組み、学校だより等を通じた啓発活動を行い、大きな成果を上げました。

この取り組みに対し、東京都教育委員会が主催する「環境教育フォーラム」において表彰を受けたものです。

ペットボトルの蓋の回収

小・中学校の中では、発展途上国の子供たちへのポリオワクチンの接種を支援するボランティア活動に加え、環境意識を高める啓発活動として、ペットボトルの蓋を回収している学校があります。

特に、第四中学校では、生徒会が中心となって回収・運搬作業を行うとともに、「キャップ新聞」を発行して、近隣の自治会等へ蓋改修の協力依頼や回収した実績を報告するなどの啓発活動を行っています。

2. 4. 2 生涯学習としての環境教育の充実

市民が環境について自発的に学び、市民が正しく学習することが出来るよう、市の関係部署は勿論のこと、環境団体の協力を得て、講座の開催や施設見学会を実施しています。

市民が、公民館講座・郷土博物館講座・出前講座などに参加しやすい場とするため、行政と環境団体等が協力し様々な機会をとらえて、より良い環境を実現するための学習の場を提供しています。

環境学習講座等（郷土博物館）

講座名	開催数(回)	参加人数(前年度)
自然観察会	12	340 (251)
ちいさな自然観察会	54	265 (293)
星空観察会	3	52 (49)
昼間の星の観察会	5	310 (349)
博物館講座(植物画教室等)	19	272 (294)



狭山緑地のカブトムシ

自然観察シートの作成配布

狭山丘陵や街中の自然に関心を持ってもらえるよう、自然観察シートを郷土博物館で作成しました。この自然観察シートは、これまでに作成したシートと合わせて館内配布し、様々な行事において活用し参加者の環境教育の充実を図っています。

また、平成21年度は、No.162「虫に蜜のありかを教える花のもよう」～No.171「くちばしの観察」まで10回発行しました。(平成20年度は、No.151～No.161まで11回発行)

星だよりの作成配布

星空に親しんでもらうため、月毎に星の話題を照会する「星だより」を発行し、裏面にはその月の星空の様子とこよみを照会しています。

平成 21 年度も毎月 1 回作成し発行しました。

東村山ふるさと歴史館との共催事業

○狭山丘陵市民大学 : 4 回実施し、56 人 (前年度 11 人) の参加があった。

○はじめての草木染め : 2 回実施し、16 人 (前年度 46 人) の参加があった。

環境学習講座等 (公民館)

市民の学習要望にこたえるため、子ども・青年・成人を対象とした事業を実施しています。

公民館は中央公民館を中心として、南街・狭山・蔵敷・上北台の 5 つの公民館が各地域の生涯学習の拠点として、多種多様な学習の機会を提供しています。また、新堀地区会館でも公民館事業を実施しています。また、市民の自主的な環境講座もあり、多くの方々が学習し環境団体やボランティアの方がたの活動場所にもなっています。

講座名	開催数 (回)	参加者数 (人)
市民企画環境講座・くらしの中の水	5	91
市民企画環境講座・水とみちの歴史	7	191
ゴミとお金～減らそうよ！皆で考えようよ！	1	38
エコ生活実践～布ぞうりをつくる～	1	46
わがまち再発見・地域の歴史と自然	1	14
玉川上水と野火止用水の自然散策	1	12
早春の空堀川水辺散策	1	8
ゴミの分別とゆくえ	1	69

2. 4. 3 狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進

市の北部には多摩湖を囲むように自然豊かな狭山丘陵があります。この狭山丘陵の雑木林を自然に親しむ場として活用し、自然観察会や学校教育との連携による体験学習に主眼を置いた施策を実施しています。また、狭山緑地では「狭山緑地雑木林の会」が、炭焼き体験や春・夏・秋・冬の散策交流会、落ち葉かき体験などを行っています。



炭焼き体験（狭山緑地雑木林の会）

野草教室等の狭山丘陵における体験学習会（郷土博物館）

自然観察会

狭山緑地の雑木林を活用して身近な自然に親しみ理解し、自然と人間の関わりについて考えることを目的として実施しています。また、観察記録と参加者の感想文で綴る「自然観察だより」を発行しています。

年 度	開催数(回)	参加者数 (人)
1 8	1 1	2 5 4
1 9	1 1	2 3 2
2 0	1 2	2 5 1
2 1	1 2	3 4 0

ちいさな自然観察会（狭山緑地周辺）

郷土博物館職員が、自然との関わりについて考えることを目的に分かりやすく説明しながら狭山緑地周辺を案内しています。

年 度	開催数(回)	参加者数 (人)
1 8	5 6	2 9 3
1 9	5 7	3 0 9
2 0	4 7	2 9 3
2 1	5 4	2 6 5

2.4.4 その他の施策

安全に関する教育

自転車免許制度等（土木課）

交通安全教育については、警察署及び交通安全協会と協力し、保育園・幼稚園及び小学校に出向いて実技指導等を実施しています。

特に、交通手段としての自転車を安全に使えるように、また自転車利用マナーの向上を目指し、小学校における自転車の乗り方や自転車免許制度を実施するとともに、講習会を実施しています。

平成20年度からは交通事故の危険性を理解してもらうため、中学生を対象に、スタントマンによる体験型交通安全教室を実施しています。

交通安全教室

対 象	開催数(回)	参加人数（前年度）	内 容
幼 児	13	1,962 (1,261)	信号の見方、正しい横断の仕方等
児 童	26	5,553 (6,991)	横断の仕方、自転車の正しい乗り方等
生 徒	2	962 (485)	スタントマンによる体験型交通安全教室
合 計	41	8,477 (8,737)	

環境に配慮した学校施設整備（建築課）

環境負荷の低減を図るため、学校の校庭や花壇の緑化をはじめ、環境教育施設として整備を進めています。小学校の校庭を芝生化するために、平成21年度に第四小学校の校庭の一部を試行的に芝生化しました。



第四小学校の校庭を試行的に芝生化

防犯パトロール（防災安全課）

子どもたちの安全を確保し、防犯の強化を図るため、青色回転灯を装着したパトロール車を活用し、小学校や中学校及び学童保育所等を中心に登校・下校時等の防犯パトロールを実施しています。

また、市に申請した団体(10団体)に対して、防犯パトロール用の帽子・腕章・保安指示灯等を支給して、自主的に防犯パトロールを実施しています。

○安全安心情報送信サービス

不審者出没情報など、子どもたちの安全に関する情報を携帯電話やパソコンに電子メールで送信しています。

平成21年度の不審者出没情報の延べ登録者数は1,900件（前年度1,688件）で、送信件数は23件（前年度23件）でした。



学校安全ボランティア（学校教育課）

東京都の委託事業（地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業）として、犯罪から子ども達を守り安心して教育が受けられるよう、スクールガード（学校安全ボランティア）の養成及びスクールガード・リーダーによる学校の巡回指導を実施しています。また、スクールガードは通学路で児童・生徒の見守りを行っており、スクールガード養成講習会を開催しています。

2. 5 みんなで考え、みんなで協力し、みんなで豊かな環境を創っていく まちの施策

2. 5. 1 市民と行政のネットワークの構築

当市には多くの環境団体があり、自主的に様々な活動を行っております。広域的な活動を行っている団体・地域活動を一層発展させている団体等があります。

各団体の活動については、講座開催、清掃や緑化、農法研究、水質浄化など様々な活動を行っており、「環境市民の集い」という大きな行事の役割を担っています。

また、市民個人と行政との間において、ボランティア登録を行い積極的に活動している市民もあり、市は情報提供を行うとともに、協働・連携の機会づくりを推進しています。

環境月間

市では、毎年5月の第2土曜日から6月11日までを「環境月間」と定め、「みんなで築こうよりよい環境」をメインテーマとして、環境に関する各種行事を実施し、多くの市民の参加が得られています。この環境月間中に、多くの環境団体や関係行政機関等と連携して、実行委員会方式による「環境市民の集い」を開催し、多くの市民に環境問題の重要性を啓発しています。



環 境 月 間 事 業

行 事	開 催 日	内 容
環境パネル展 (庁舎市民ロビー)	21.5.9 ～21.6.11	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の実現に向けて ・やめよう自転車の放置 ・狭山緑地の保全 ・下水道のしくみ ・市庁舎の取組(ごみのコンポスト活用等) ・ちょこバスについて ・環境ポスター入選作品の展示 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止 ・いい明日つくろ ・環境にやさしい農業
リサイクル 工作教室	21.5.14	内 容 ・わりばし鉄砲をつくろう 場 所 ・かみきただい児童館 参加人員 ・15名
お花のタネ を蒔こう	21.5.22	内 容 ・館庭の花壇を整え、花を植える 場 所 ・ならはし児童館 参加人員 ・48名
	21.5.30	内 容 ・館庭の花壇を整え、花を植える 場 所 ・さくらがおか児童館 参加人員 ・10名
	21.5.20	内 容 ・館庭の花壇を整え、花を植える 場 所 ・なんがい児童館 参加人員 ・18名
	21.5.27	内 容 ・館庭の一部を整地し、花の種を蒔く 場 所 ・きよはら児童館 参加人員 ・48名
自然観察会	21.5.24	内 容 ・野草を探そう 場 所 ・狭山緑地(郷土博物館) 参加人員 ・29名
環境を考える 図書展	21.5.1 ～21.5.15	内 容 ・自然からの警鐘 場 所 ・①中央図書館 ②桜が丘図書館 ③清原図書館 展示冊数 ・①112冊 ②70冊 ③60冊 貸出冊数 ・① 77冊 ②8冊 ③14冊
リサイクル展	21.6.7	内 容 ・第1回リサイクル家具無料抽選会 場 所 ・リサイクル展示場 出品数 ・26品(配布数23品)

行 事	開 催 日	内 容
フ リ ー マ ー ケ ッ ト	21.6.7	<p>内 容 ・ 一般家庭の生活用品販売</p> <p>場 所 ・ 庁舎東側駐車場</p> <p>参加区画 ・ 69 区画</p>
環境市民の集い	21.6.7	<p>市民参画による実行委員会方式で実施した。</p> <p>場 所 ・ 市役所中庭</p> <p>内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. テーマ事業コーナー 牛乳パックと白色トレイをトイレットペーパーと交換した。 スタンプラリーを実施した。 2. 行政コーナー 水道なんでも相談、衛生組合の紹介、警察署による交通安全指導等を行った。 3. 展示・啓発コーナー 市民団体が、環境に関する活動やその成果を発表した。 4. イベントコーナー 社会福祉団体及び商工会等の協力を得て模擬店やゲームコーナーを設けた。 5. 環境ポスター展 「環境を守る」をテーマに市立小学4年生に作品を募集し、作品数 615 点（前年度 486 点）を展示した。 <p>※ 21.5.10～6.11 の間、庁舎 1 階市民ロビーで入選作品 40 点（前年度 35 点）を展示した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. その他 喫煙マナーアップキャンペーンを実施。 啓発物品（ポケットティッシュ等）を配布。 環境市民の集いについてのアンケートを実施。

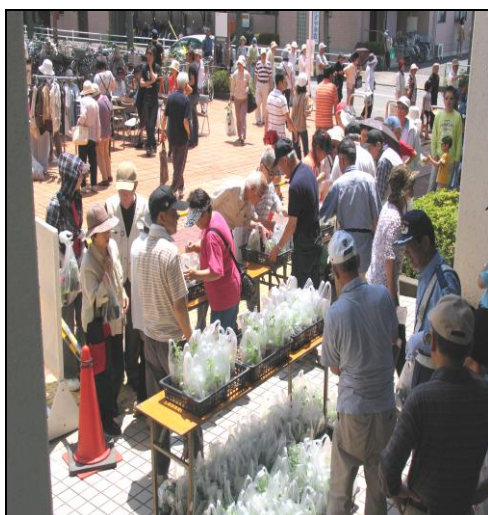
環境市民の集い



トイレトペーパー交換



分別ごみの啓発



菊苗の無料配布



小学生ポスター展と第四中学校の演奏



昭和第一学園高校のソーラーカーの展示



狭山緑地の竹を使用した竹細工作り

「平成21年度環境市民の集い」参加団体

	団 体 名
1	エコクラブ南街
2	関東受信環境クリーン協議会 多摩地区連絡会
3	環境浄化を進める会 東大和
4、5	共同作業所あとリエトントン・共同作業所第2あとリエトントン
6	東大和市消費生活グループ
7	共同作業所食工房ぱる
8、9、10	社会福祉法人 みんなの会 第一 ・ 第二 ・ 第三みんなの家
11	東京都水道局多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所
12	東多摩再資源化事業協同組合
13	共同作業所ライブリィ工房
14	原水爆禁止東大和協議会
15	小平・村山・大和衛生組合
16	精神障害者グループホームなんがい
17	多摩きた生活クラブ生活協同組合
18	てんとう虫
19	東京都薬物乱用防止推進東大和地区協議会
20	東大和市廃棄物減量等推進審議会
21	東大和ごみレスくらぶ
22	社会福祉法人 えいぶる かたつむりの会作業所
23	東大和市環境を考える会
24	東大和市菊花愛好会
25	東大和市狭山緑地雑木林の会
26	J A東京みどり東大和支店 東大和市自然農法研究会
27	東大和市商工会
28	東大和市立みのり福祉園
29	東大和警察署
30	東大和地区交通少年団
31	東大和市環境学習リーダー連絡会
32	空堀川を考える会
33	東大和市レクリエーション協会
34	東大和市立第七小学校ホタル保存会
35	東大和市たばこ協議会
36	昭和第一学園高等学校自動車研究部

環境団体等との協働等 (環境課)

狭山緑地・雑木林の保全

東大和市のシンボルであり、狭山丘陵の一部である狭山緑地の公有地化を進めており、雑木林や竹林を保全・管理し「市民の憩いの場」として活用しています。

この狭山緑地の保全活動には、環境団体（ボランティアグループ）が大きな役割を果たしています。市と協働・連携し、「人と自然の共生の上に成り立つ豊かな環境」を保全するため、落葉清掃・下草刈り・樹木の除伐等を行うなど適正な管理を多くのボランティア市民が協力しながら活動しています。



杭打ち作業(狭山緑地雑木林の会)

●環境講座 (環境課)

環境団体（東大和市環境学習リーダー連絡会）が主催した「環境懇談会」が中央公民館の視聴覚室で開催され、多数の環境団体関係者と市民が参加しました。また、市の担当職員が説明員として出席し、参加者とともに「東大和の環境」について話し合いました。

第1回 平成21年7月1日(水) 東大和市の環境に関する最近のトピックス。

第2回 平成21年11月18日(水) ①最近のごみ問題について

②東大和市の環境について

●「出前講座」等の実施 (環境課)

市では様々な講座の開催に講師（市職員）を派遣しています。平成21年度の環境問題についての「出前講座」等は下記のとおりです。

- 平成21年6月18日(木)、開催場所：市立第二中学校（2年生）
内容：地球温暖化問題及び東大和の環境について
- 平成21年6月21日(日)、開催場所：商工会館（東大和市明るい社会づくりの会）
内容：地球温暖化問題について
- 平成21年6月26日(金)、駒沢大学の学生が「ホテルの飼育」の学習で来庁。

2. 5. 2 環境団体等への支援と人材の育成

道路や公園の美化清掃ボランティア活動を行う市民等を支援し、市が用具等の提供や貸与、ボランティア保険の適用などを実施しています。

市民グループや環境団体等と協働して人材育成に努め、事業効果を高めていき、自主的な環境活動の促進を支援しています。

●「緑のボランティア」活動等（環境課）

市では良好な環境の保全・回復及び創出することを目的とし、市民と行政の信頼関係に基づいて緑のボランティア制度を実施しています。この緑のボランティアは市に申込みをしていただき、登録後に登録証を発行し、市がボランティア保険に加入します。

- 対象は、市内に居住又は通勤若しくは通学する個人、団体など意欲のある方です。
- 活動場所は、公園・こども広場・緑地・緑道などです。
- 活動内容は、ボランティアの都合の良い時期及び時間に、自主的に活動を実施するものです。

●「空堀川の清掃」の実施（環境課）

環境団体（空堀川を考える会）主催の空堀川の清掃は、年3回の清掃を実施しています。この清掃活動は、河川管理者である東京都北多摩北部建設事務所が後援し、東大和市と地元企業が協賛するもので市報にも掲載し、多くの市民や地元企業のボランティアの方々が、清水富士見緑地に集合して上流の高木橋までの区間を清掃し、ごみを分別して処分しています。



空堀川の清掃ボランティア

2. 5. 3 国、東京都、周辺自治体との連携

東京都が整備・管理する河川、道路、公園等については、市民の要望を含め改善されるよう東京都に要望しています。

周辺自治体との連携では、空堀川水環境確保対策会や野火止用水対策協議会などがあり、関連各市と協議を進めています。

● 空堀川の合同水質調査 (環境課)

空堀川の流域4市(武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市)では、空堀川水環境確保対策会を組織し、水質浄化と快適な水環境の創出を目指し、合同で水質調査を実施しています。

● 空堀川・奈良橋川の整備 (東京都・土木課)

空堀川・奈良橋川の整備については、引き続き北多摩北部建設事務所と協議しながら進めており、現在、空堀川・奈良橋川の合流点である高木橋付近と宮前の一の橋付近の工事を行っています。

北多摩北部建設事務所：立川市柴崎町2-15-19

河川管理の連絡先：042-540-9508

● 東京都に対する要望 (環境課)

東京都に対し、「環境教育の普及と環境学習センターの整備」として、環境教育、環境活動の人材育成の更なる充実と多摩地域に環境教育の拠点となる環境学習センターの整備を要望しています。また、東京都環境学習リーダー講座の復活と財政的支援を要望しています。

● 都道の改善など (東京都北多摩北部建設事務所・関係各課)

都道の整備推進について、関係各課が東京都に改善要望をしています。現在、武蔵大和駅周辺の都道改修工事を進めており、この改修工事に伴い一部前川の改修も行われています。

北多摩北部建設事務所：立川市柴崎町2-15-19

道路管理の連絡先：042-540-9505

● 自衛隊ヘリコプターの演習騒音に対する要請 (環境課)

近隣各市と合同で、自衛隊立川基地のヘリコプター騒音に対し、演習の自粛・コースの変更等の要請を行っており、東大和市は平成22年1月19日付で「ヘリコプター等の騒音に対する軽減策」について要望書を提出しました。

陸上自衛隊立川駐屯地では、毎年、立川飛行場環境対策会議を開催しています。この会議では、「自衛隊・警視庁航空隊・東京消防庁航空隊」の運航状況等について説明を受け、近隣各市が航空機騒音の苦情状況報告及び騒音対策について要望を行っています。

● **東京都多摩環境事務所（環境課）**

野生生物等に対する苦情及び要望が増加しています。東京都多摩環境事務所は疥癬病感染動物の保護を実施しています。この保護活動の一環として市内で保護した疥癬病感染たぬきの引取りを実施しています。

所在地：立川市錦町4-6-3

連絡先：042-523-3171

● **東京都動物愛護相談センターに対する相談（環境課・健康課）**

東京都動物愛護相談センターでは、家庭で飼育している犬や猫の飼育方法でお困りの方のために専門的な相談を実施しています。市では、相談に関するパンフレット等を配布しています。

- ① 動物教室・犬のしつけ方教室
- ② 動物の保護（犬や猫などの飼い主不明負傷動物・犬、猫の引き取り・犬、猫等の譲渡など）
- ③ 人と動物との共通感染症の予防、調査、措置

所在地：日野市石田1-192-33

連絡先：042-581-7435

2. 5. 4 その他の施策

● **廃棄物減量等推進委員制度の推進**

東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の改訂について諮問し、基本計画を検討し答申を受け、平成20年3月、「東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の改訂版を作成しました。

また、廃棄物減量等推進委員との集積所点検事業を行い、市民を交えカラス対策、収集時間、収集経路の適正化、集積所の管理方法について検討し実施していきます。

● **アドプト制度導入の検討**

当市の市民ボランティア活動は、制度として行政と連携し活動を推進している「緑のボランティア」等があります。

また、個人及び自治会等が自主的に公園などの清掃活動等を実施している地域もあります。

このような、ボランティア活動の発展的的制度としてアドプト制度導入を推進します。

参考資料（環境基準等）

（１）大 気 編

「環境基本法」に基づく、人の健康を保護する上で、維持することが望ましい基準は次のとおりです。

●大気汚染に係る環境基準と評価方法

(1) 環境基準：人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準をいいます。

物 質	環 境 上 の 条 件	対 象 区 域
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の区域
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均が10ppm以下であって、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	

(2) 評価方法

環境基準の評価方法には短期的評価と、長期的評価とがある。

浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化硫黄については短期的評価と長期的評価の二つの方法があり、二酸化窒素については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価が定められている。

①短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

②長期的評価

(a) 浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化硫黄の場合は年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は、7日間の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。

(b) 二酸化窒素の場合：年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価する。

※ (a)、(b)とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができない。

●燃料調査

東京都環境確保条例における、1日最大3000ℓ以上の重油を使用する工場及び指定作業場での、燃料中の硫黄含有率の規制は次のとおりです。

使用量の区分（1日）	硫黄含有率（重量比%）	
	既設基準 （昭和51年8月1日前に設置）	新設基準 （昭和51年8月1日以後設置等）
3000ℓ以上 5000ℓ未満	1.0以下	0.8以下
5000ℓ以上 2,0000ℓ未満	1.0以下	0.8以下
2,0000ℓ以上	0.8以下	0.5以下

（2）水質編

●生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的 の適応性	水素イオン 濃度（pH）	生物化学的素 要求量（BOD）	浮遊物質量 （SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌類
AA	水道1級、自然 環境保全及びA 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ以 上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産 1級、水浴及び B以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ以 上	1,000MPN/100 ml以下
B	水道3級、水産 2級、及びC以 下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/100 ml以下
C	水道3級、工業 用水1級及びD 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—————
D	工業用水2級、 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—————
E	工業用水3級環 境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—————

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
 水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
 ※生活環境の保全に関する環境基準の河川類型の中で、空堀川はE類型に指定されています。

用語解説

pH（水素イオン濃度）	液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す指標。pH7が中性。それよりも数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性になる。
BOD（生物化学的酸素要求量）	微生物が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するため必要とする酸素の量。河川の汚濁の度合いを示す代表的なもので、この数値が大きいほど川は汚れていることになり、魚の生育環境としては5 mg/ℓ以下が望ましい。
SS（浮遊物質）	水中に浮いている不溶性の物質の量。これが多いと、光の透過を妨げ、自浄作用の阻害や、魚類に悪影響を及ぼす。
DO（溶存酸素量）	水中に溶けている酸素の量。比較的生命力の強いコイ・フナ等でも5 mg/ℓ以上であることが望ましいといわれている。

●人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀
基準値 (mg/ℓ)	0.01 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	検出され ないこと

項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準値 (mg/ℓ)	検出され ないこと	0.02 以下	0.002 以下	0.004 以下	0.02 以下	0.04 以下	1 以下

項目	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チラム	シマジン	チオベンカルブ
基準値 (mg/l)	0.006 以下	0.03 以下	0.01 以下	0.002 以下	0.006 以下	0.003 以下	0.02 以下

項目	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	ふっ素	ほう素
基準値 (mg/l)	0.01 以下	0.01 以下	10 以下	0.8 以下	1 以下

※地下水の水質汚濁に係る環境基準はこの基準に準じます。

(3) 騒音編

「環境基本法」に基づく、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で東大和市に適用される基準は次のとおりです。

●騒音に係る環境基準

※この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しません。

(単位：dB)

地域類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
	第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域	一般地域	55以下	45以下
	第2種住居地域 準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりです。

昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
70dB 以下	65dB 以下
備考 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

●自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法第17条第1項に規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」で、一般に「要請限度」とよばれています。自動車騒音がこの値を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとることを要請することができます。

(単位：dB)

区 域 の 区 分	当てはめ地域	車線等	時 間 の 区 分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
	第2種中高層住居専用地域			
b 区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域	2車線以上	75	70
	準住居地域	近接区域		
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
記 事	・車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。			

●東京都環境確保条例の工場・指定作業場に係る騒音の規制基準

工場・指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量は、次に示す基準値となります。

(単位：dB)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分				
		朝 6時	昼間 8	夕 19	夜間 23	6
第1種区域	第1種低層住居専用地域	40	45	40	40	
	第2種低層住居専用地域					
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。)	45	50	45	45	
	第2種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。)					
	第1種住居地域					
	第2種住居地域					
	準住居地域					
第1特別地域	20時					
第3種区域	近隣商業地域 (第1特別地域を除く)	55	60	55	50	
	商業地域 (第1特別地域を除く)					
	準工業地域 (第1特別地域を除く)					
	第2特別地域					
第4種区域	工業地域 (第1、2特別地域を除く)	60	70	60	55	
	第3特別地域					

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、病院、医療法第1条の5第2項に規定する診療所（患者の収容施設を有するものに限る。以下「診療所」という。）、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内（第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。）の工場又は指定作業場 当該値から5デシベルを減じた値を適用する。
- 2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第81条第3項（第82条第2項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。

●航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音に係る環境基準の指定地域は、東京国際空港、横田飛行場、厚木飛行場、調布飛行場の4地域であり、本市においては該当しないが、地域の類型とその当てはめは次のとおりです。

地域 類型	当てはめ地域	基準値 (WECPNL)
I	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	70以下
II	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	75以下

- 備考 1 測定は原則として連続7日間、暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音のピークレベル及び航空機の機数を記録するものとする。
- 2 評価は1のピークレベル及び航空機の機数から、下の計算式による1日ごとの値(WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して求めるものとする。

なお、機数「N」は下式に示すように、夕方及び夜間については機数の補正を行った加重回数とする。

$$\overline{\text{WECPNL}} = \text{dB} + 10 \log_{10} N - 27$$

ここで、

dB : 1日のすべてのピークレベルをパワー平均したもの

N (加重回数) : $N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

N1 : 午前0時から午前7時までの間の航空機騒音発生回数

N2 : 午前7時から午後7時までの間の航空機騒音発生回数

N3 : 午後7時から午後10時までの間の航空機騒音発生回数

N4 : 午後10時から午後12時までの間の航空機騒音発生回数

※ WECPNL (weighted equivalent continuous perceived noise level)

加重等価平均感覚騒音レベルのことで、感覚騒音レベルは昼夕夜に時間を区分し、夕、夜について加重したエネルギー平均値で航空機騒音の評価に利用されている。

我が国では、感覚騒音レベルの代わりに騒音レベルのピーク値と昼夕夜別の加重機数により略算する。

パワー平均

算術平均とは異なり、音量をエネルギー平均するもので下式により表される。

$$\overline{X} = 10 \log_{10} \frac{\sum 10^{x_i/10}}{N}$$

—
X : パワー平均値

x_i : 1回ごとの騒音ピークレベル

N : データ数 (騒音発生回数)